⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝193m　鋼４径間連続合成少数鈑桁橋（Ｌ＝193m、最大支間長Ｌ＝60m）１橋、床版工（合成床版）2,377㎡
⑸　工期　平成24年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材595ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
　単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。
　なお、総価契約単価合意方式実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⑼から⑾までは、第１号１⑽から⑿までに同じ。

２　競争参加資格
⑴は第１号２⑴に同じ。
⑵　近畿地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成７年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成・引渡しが完了した下記⒜から⒞までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
⒜　道路橋（ＴＬ―20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
⒝　橋梁形式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋で、かつ、最大支間長が25m以上の製作・架設工事。
⒞　上記⒜及び⒝は同一工事の施工実績を有すること。
　なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員もそれぞれ平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。
⒜　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
⒝　平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記⑷の要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
⒞は第１号２⑺⒞に同じ。
⒟　経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⒜から⒞までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。
　また、上記⒝の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻及び⑼は、第１号２⑾及び⑿に同じ。
⑽　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵⒝に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
⒜　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
㋐　鋼橋の耐久性の確保、向上に資する工場製作等における工夫
㋑　現場打ちコンクリート床版（壁高欄を含む。）の品質の確保、向上に資する工夫
㋒　現道交通への安全対策及び周辺環境対策の工夫
⒝　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。
㋐　施工体制確保の確実性
㋑　品質確保の実効性
⒞　入札参加者は価格及び「永平寺大野道路中津川高架橋鋼上部工事」における「施工計画」の提案をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　「施工計画」の内容が適正であること。
㋒　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
⑵　提案について
⒜　予定価格を超えない入札者に対して、提案が適正であれば、標準点として100点を与えるものとし、「鋼橋の耐久性の確保、向上に資する工場製作等における工夫」、「現場打ちコンクリート床版（壁高欄を含む。）の品質の確保、向上に資する工夫」、「現道交通への安全対策及び周辺環境対策の工夫」についての評価の配点は、それぞれ20：20：10とし、各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
　なお、提案が適正と認められない場合で標準案により入札参加する場合は、標準点100点のみを与えるものとする。
⒝　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。
⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑷は第１号４⑷に同じ。

４　入札手続等
⑴は第１号５⑴に同じ。
⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、平成22年４月23日から平成22年７月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。